

議 長 日程第9「議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町体育館の運営の適正化を図るため、使用料の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

今回の改正につきましては、松田町体育館を利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、2枚おめくりください。議案の3枚目、A4横、参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表1、営利を目的としない使用、右が現行、左が改正案でございます。この表は、松田町体育館の利用に際し、区分ごとの料金を昼間と夜間に分けて使用料金を設定しているものでございます。それを左側改正案のとおり使用料を改めるものです。

続きまして、2、営利を目的とする使用を御覧ください。こちらにつきましては、現行では昼間と夜間の設定に加え、それぞれ平日と休日の区分に分けて使用料の額を設定しておりますが、今回、1の営利を目的としない使用と同様に、昼間と夜間の設定にし、右の現行から左の改正案に改めるものです。

表の下、備考でございます。使用時間「4時間以内を1回として徴収する」を「1時間単位とする」に改め、「2、1回の使用時間が4時間を超えるときは、1時間増すごとに2割ずつ累進加算する」を削るものです。なお、使用料改正に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、町スポーツ登録団体が使用するとき及びその他町長が認めたときに減免ができる旨があることから、町民の方が利用する場合には現行どおりとほぼ同様な料金設定となる

ように配慮していくことを考えております。

恐れ入ります。1枚お戻り頂き、議案本文の2ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

1 1 番 飯 田 この件ではなくて、これが最後の料金改正のですね、条例だと思いますので、ちょっと全般についてお伺いしたいんですけど。世間ではですね、消費者物価が非常に値上がりしていると。そういう中で追い打ちをかけるようにですね、この公定料金というか、そういうものがここで値上げされてる、値上げの予定がされてると。ここで数本の料金改正が出てるんですけど、この辺をですね、どのような背景、そしてどのような考え方でこの時期にこういうふうな提案されたのか、所見があればお伺いしたいと思います。できれば町長に。

町 長 私も質問がなければ、最後手を挙げて話をしようかなと思っていたところで、ちょうどよかったです。さすが飯田さんですね。この背景はですね、もう毎年決算してもらって分かれる部分もあると思いますけども、これから財政需要が高まる中、一般の方々もおっしゃるとおりですけども、我々町としての財政運営も同じことなんですね。各それぞれに考え方があると思いますけども、私はものすごく印象的だったのは、秋田谷さんが就任されたときに、我々全体の奉仕者なんだというお話が頂いて、もうまさにそうだろうなと思ってます。どこかに一方的にやるんでなくて。その中で、様々な全体を見通したときに、北村議員からの質問があつて、最後の文章に入れましたけども、やっぱり財政的に必要であるのであれば、赤字をしているようなところに関しては、もう聖域をつくることなく、やはりメスを入れていかなければいけない。そういったこ

とをずっと考えていくとですね、例えば山の関係もそうですけども、あれは観光の運営しているわけじゃなくて、もう観光立町を目指すという話でいけば、事業をやっていかなければいけないので、収支はやっぱり見ていかなきゃいけないということになって、それするためには当然利率を上げるなり何なりして、多くの方々に御納得頂いて来てもらえるような企画をしていくというふうなことの中から、今、民間にお願いしたところでもありまして、身近なところで言うと民間に頼んで効果が上がったのは、きらきらフェスタで花火をぼんと上げたりだとか、ああいったこととかも民間のところでも少しずつやっぱり変わってきている。それに対して費用が、適切な費用をもらえるような状況にやっぱりなってきたということになってくると、当然、松田町がこれまで出していた、指定管理料はゼロにはなりましたが、人件費もやっぱりかかってきたところも抑えられたりということで、官民連携でやってきたというのは一つあります。

今回の教育施設でもっていってもらった施設に関しても、要は使えば使うほど赤字になっているような状況を、はい、そうですかというわけにいかなくて、また、じゃあ我々が努力して稼働率を上げましょうということで、稼働率を上げれば、じゃあその赤字の分がプラスになるのかというと、そこもかなり難しい状況でもあり、また、利用者を細分化して見ていると、比較的町外の方が多いというようなことに気づいたときにですね、そこでやっぱり皆さん方に同じ検討してもらいたいんですけども、町民のために扱っている分については、ある程度赤字で出てくる分については、多分皆さんも許していただけると。しかし、町外の方々が使っている分に対して町が持ち出しをして利用してもらっている。それでもよかったりするかも分からないけど、その人たちが、じゃあ町うちにおりていって、お金を使ってくれて、飲み食いしてもらえらんだら、それは一つの方法でしょう。しかし、見ていると、コロナもあったせいか、なかなかそういうふうには見受けられるようなイベントも少ないということもあるので、あくまでも受益者負担という原則のもとに、使っていない人からすると、何でそんなところに税金突っ込んでるのと言う人もいるでしょうし、これはもう

本当にいろんな話が聞こえてくるんです。いろんな話が。駅一つとってもそうですよ。駅使っていないのに何で駅やるんだという人もいます。ね。学校を建て替える。いやいや、高齢者福祉にやってくれよと言う人もいます。いろんなところを聞きながらやっていく中で、やはり受益者の方々にも、やはり御理解頂きながらやっていきたい。

そこで、ちょっと課長からも話がありました教育部門に関してですけども、町民の負担をですね、今までどっちかといえば、今の料金設定から言うと、大体2分の1は御負担を頂いていたわけです。それを今度、倍に上がりました。我々は規則の中で、4分の1とかに対応させてもらって、結果的には今の料金とあまり変わらないようにしていきましょかねというようなことの中からのことでもあるんで、それはまた委員会で御報告させていただきますけども、とにかく町民のサービスは変えずに、町外の方々に若干負担をしてもらう。ただ、利用率は下がるでしょう。でも、使ってもらって、使ってもらえば使ってもらいほど赤字になるんだったら、逆に使わないほうがいい。今の現状は、急に急に設備が変わるわけじゃないので、いろんなことが増えるわけじゃないですけども、それは我々も稼働率を上げる努力をしつつ、とにかく今の赤字をとにかく減らして行って、この赤字が減った分を様々なところから要望が来ているこの御時世、そこに充てていきたい。そういうことで今回は幾つか提案をさせていただいているのが全体の本当の目的でございますので、御理解頂ければと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

11番 飯 田 考え方としては分かりました。あとは委員会のほうで審査したいと思います。どうもありがとうございました。

9番 井 上 今、町長のほうのそういった答弁もありましたけれども、ちょっと1点ですね、この体育館の設置及び管理に関する条例のほうについては、在住の町民に対する減免等はどういうふうな形になっているのか。先ほどのですね、町有施設等と同じような考え方なのか、ちょっと今、体育館の使用料条例…設置の条例も見たんですけどね、ちょっと明確ではなかったもので、そこについてお伺い

をいたします。

教 育 課 長 使用料条例、松田町体育館の設置及び管理に関する条例の第12条に、使用料の減免というのがございます。町長は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額または免除することができる。なお、松田町体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の第8条の中に、使用料の減免という規定があるかと思えます。その中で、町が主催する行事に使用するとき、国または地方公共団体等が主催する行事に使用するとき、松田町スポーツ登録団体が使用するとき、その他町長が必要と認めたときというような形になっているかと思えます。その中で運用しながら減免等をしているという流れでございます。以上でございます。

9 番 井 上 だから、そのね、そういう規定の中で、松田町の在住とか在勤の方がそういう利用申請をしたときに免除になっているのか。例えば2分の1とかですね、全額免除とか、その辺の対応はどうか、実績がどうか、ここについて分かればお願いをいたします。

教 育 課 長 申し訳ございません。この減免規定に基づきまして減免はしているというところでございますが、金額と件数については、申し訳ございません。ちょっとすぐ出ないので、申し訳ございません。

9 番 井 上 あと、状況ですね。一律減免なのか、在住・在勤であれば一律減免なのか、100%減免なのか、50%減免なのか、その辺りですね。町民であれば、例えば今回の一部改正条例というのは、先ほど町長も説明されて、町民には影響がないようなことだというふうな説明もあったのでね、それが100%減免でやっていて、一部改正後もですね、変わらないのかどうか。そこについての説明をお願いをいたします。

教 育 課 長 基本的には変わらないということで考えております。また、減免でございますので、減額ということで今は対応しているという…ちょっと…（私語あり）50%減免で、それを額にに応じてですので、そうですね、1時間当たり375円ですので、3分の1とか4分の1とかというところで設定をしていくというふうになります。現在、1,500円以内とか2,000円以内という設定でございますので、

それを今の減額割合と同様な形で減額をしていくというところでございます。

9 番 井 上 分かりました。その辺の詳細は、また委員会のほうでですね、ぜひ上げていただきたいと思いますが。ちょっと今の中でですね、以内というのがありまして、実際、以内ですね、1,500円以内とか、何か今そういう説明ありましたよね。料金の条例のほうもそういった形で、以内という。実際に今は幾ら取っているのかね。以内であって、上限で取っているのか、例えば寄のテニスコートなんかですと、上限なんですけれども、実際にはね、収入しているのはそんなにいってないというふうなこともちょっと聞いてるんですね。体育館とか、先ほどの生涯学習センターなんかもそうなんですけれども、上限設定とですね、実際に徴収している額との差があるのかね。その辺も分かれば教えていただきたいと。

教 育 課 長 「以内」という表現につきましては、有料団体についてはその額を徴収しています。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定しました。

議 長 以上で本日子定いたしました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。